

通信政策特別委員会（第16回）

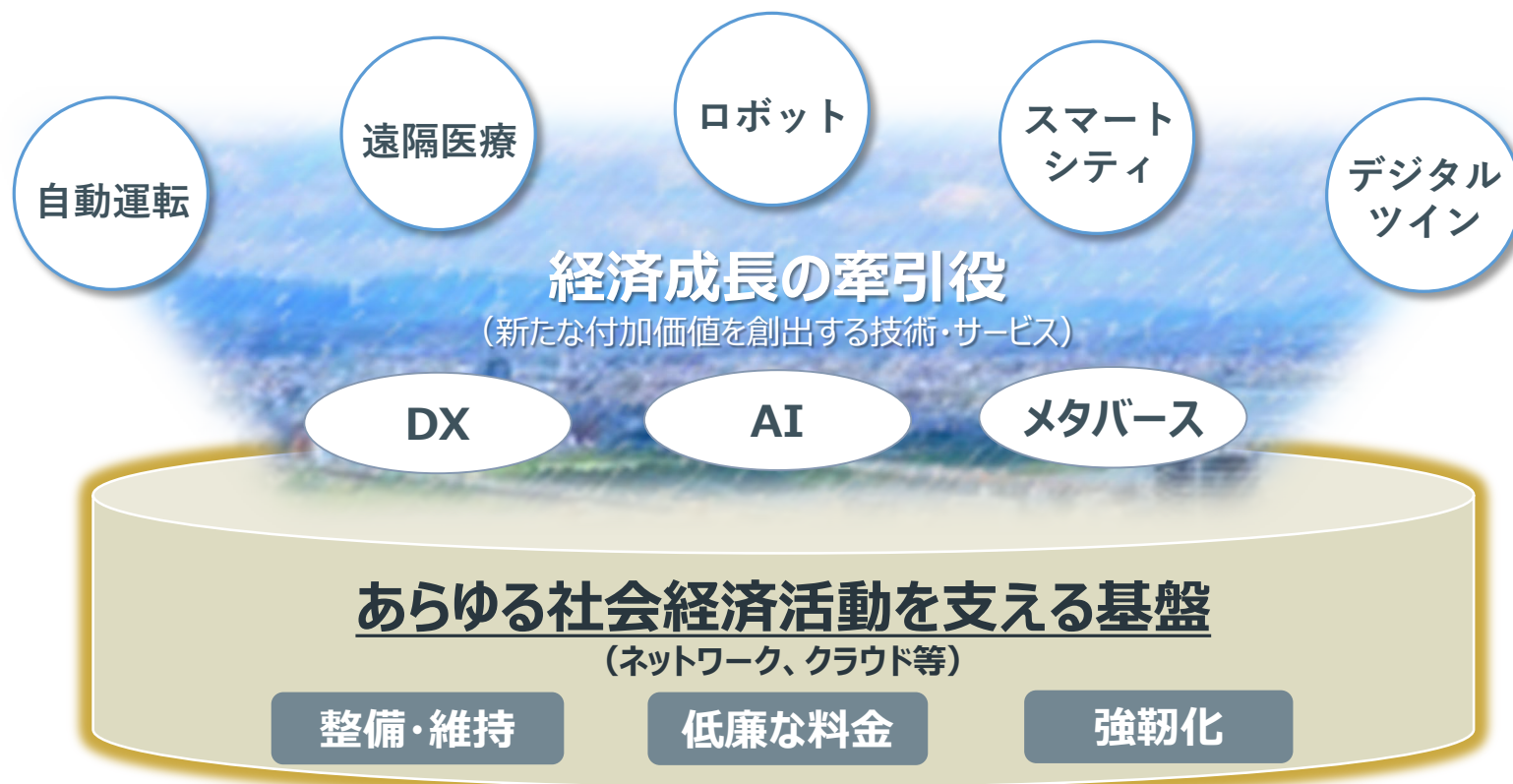
事業者ヒアリング資料

2024年 9月 10日

株式会社オプテージ



- 情報通信インフラには、「あらゆる社会経済活動を支える基盤」と新たな付加価値を創出する「経済成長の牽引役」の役割が求められる
- 特に基盤としては、あまねく整備・維持、低廉な料金、インフラの強靱化の追求が必要



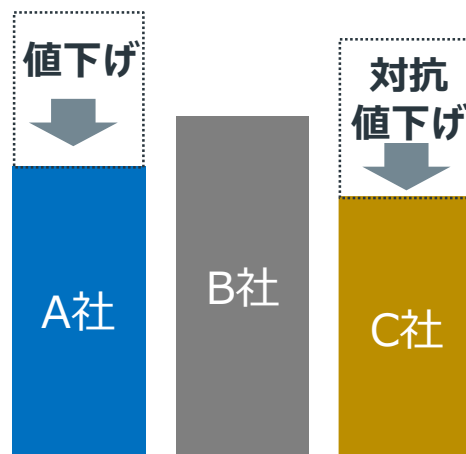
- 情報通信インフラに求められる「エリア整備・維持」、「低廉な料金」、「インフラの強靱化」を実現していくためには、設備競争が必要不可欠

① 整備・維持



様々な設備事業者がサービスの高度化を図りつつ積極的にエリアを展開

② 低廉な料金



設備競争が機能することで継続的にコスト削減等が促され価格適正性を維持

③ 強靱化

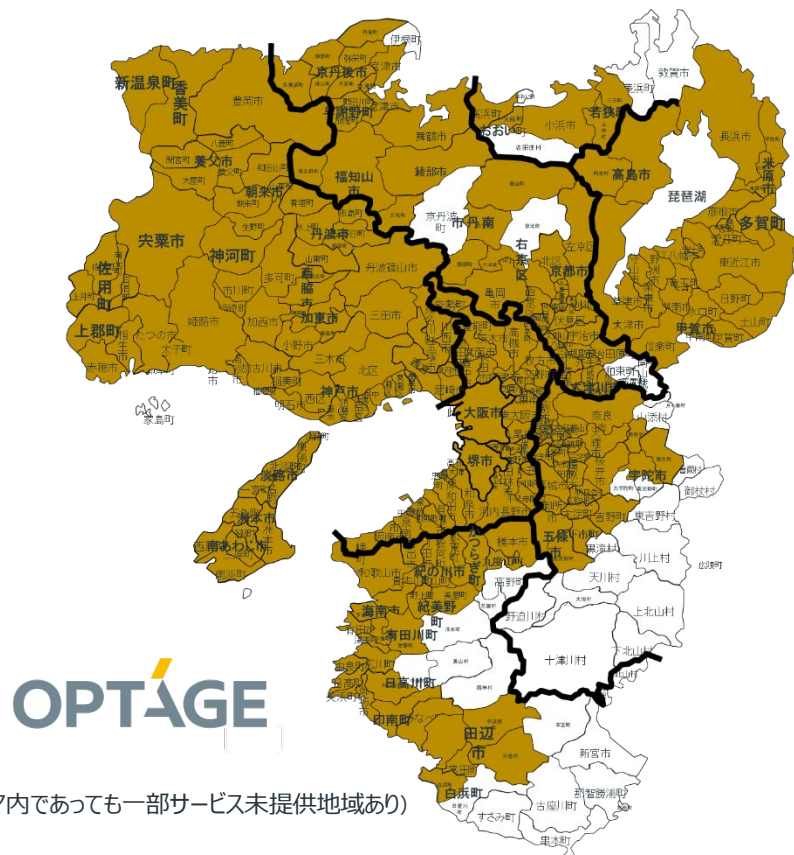


複数事業者のインフラが代替として機能することで、大規模障害等の社会影響を最小限に

- 弊社はFTTH参入当初から迅速なエリア展開を牽引
- 至近では関西初となる10ギガサービスを他社に先駆けて開始し、積極的な設備投資により提供エリアは関西最大

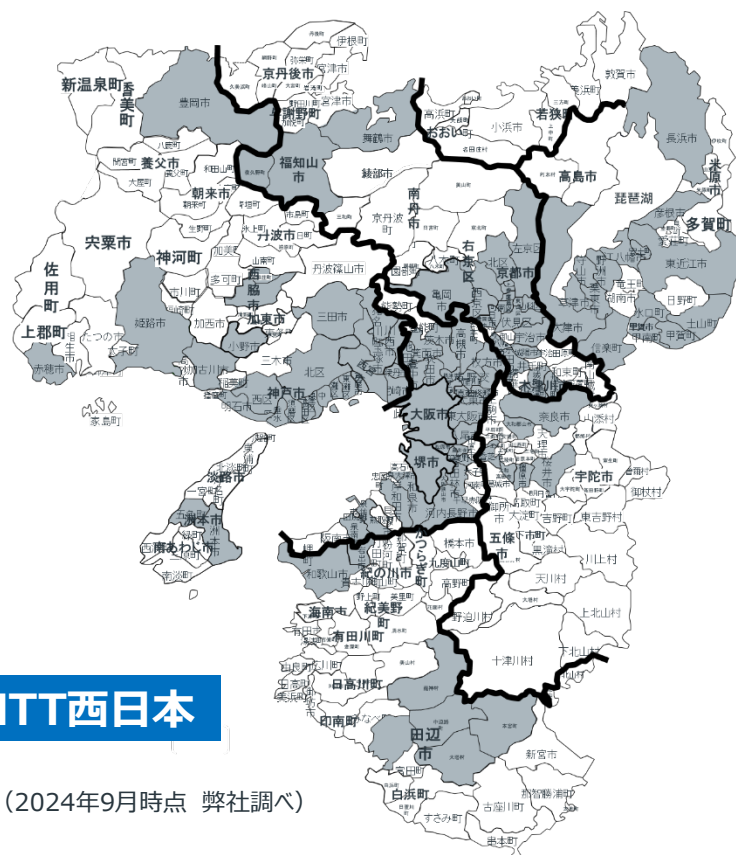
10ギガサービスのエリア展開状況（関西エリア）

173 市町村（2019年4月開始）



（エリア内であっても一部サービス未提供地域あり）

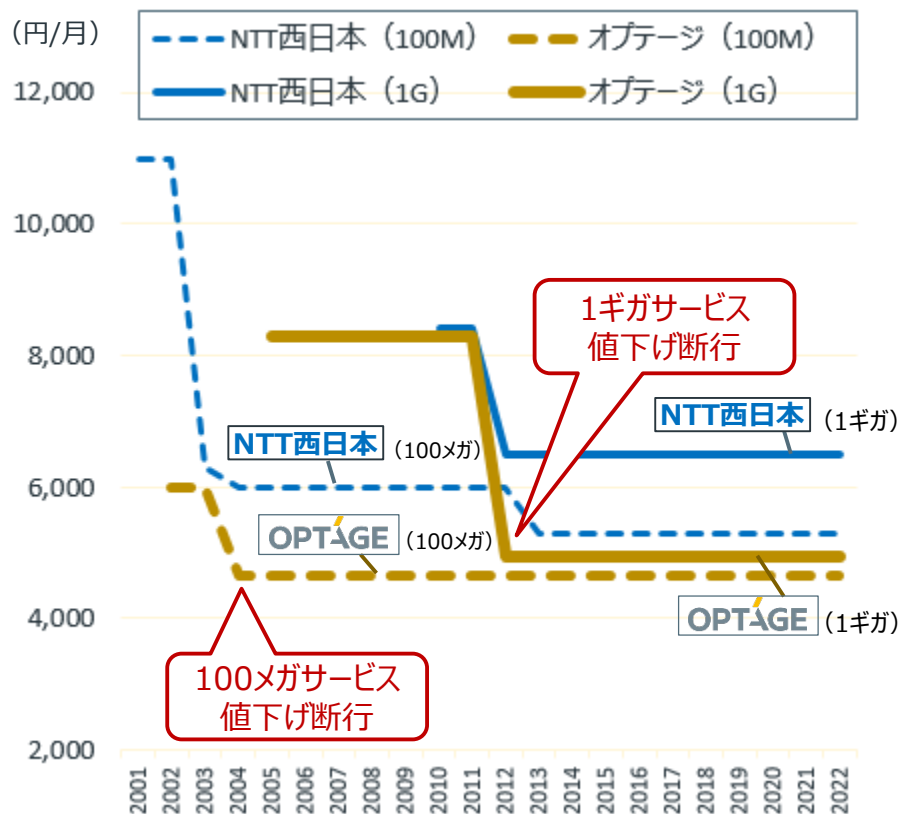
77 市町村（2020年4月開始）



（2024年9月時点 弊社調べ）

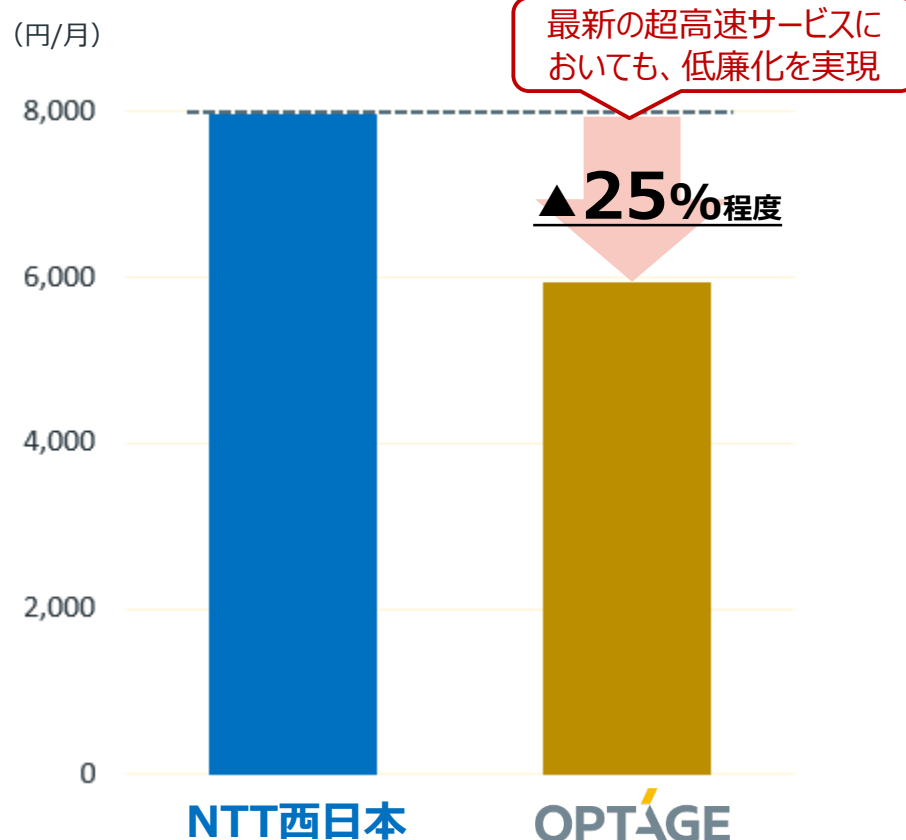
- 弊社はFTTH参入当初から料金の低廉化を牽引し、大幅な値下げも断行
- 10ギガサービスにおいても、競合他社よりも低廉な料金にて提供

月額料金推移（100メガ・1ギガサービス）



※弊社調べ
 ※NTT西日本（フレッツ光）の料金にはISP料金込

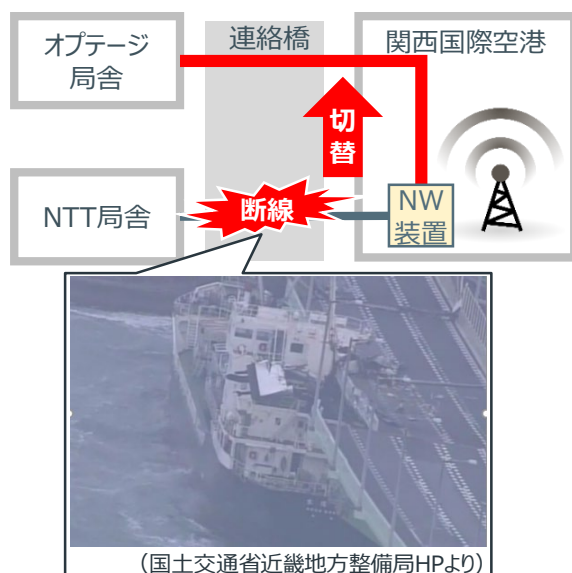
月額料金の差（10ギガサービス）



※弊社調べ
 ※NTT西日本（フレッツ光）の料金にはISP料金込

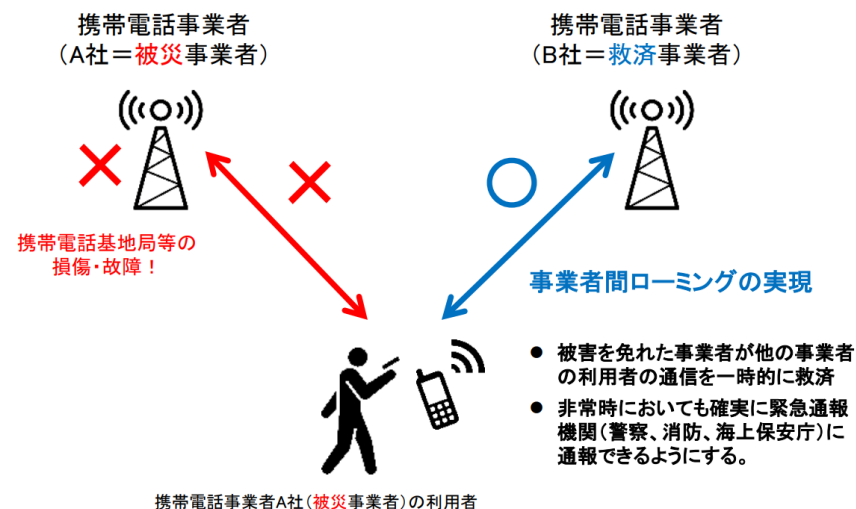
- 複数事業者の物理インフラが存在することで耐災害性が向上
- インフラのソフトウェア・仮想化が進展し一部の障害が全体に波及することも想定されるとともに、大規模災害等に備え、複数事業者のネットワークによるダイバーシティ確保の重要性がさらに高まる

耐災害性の向上



2018年の台風21号にて関西国際空港の
連絡橋にタンカーが衝突し、NTT回線が断線
弊社回線に切り替えることで早期復旧に寄与

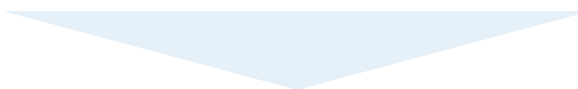
複数事業者によるバックアップ°



モバイルでは非常時に他事業者のインフラによる
バックアップ°（非常時ローミング）を検討

出典：非常時における事業者間ローミング等に関する検討会（第1回）事務局資料（2022年9月）

- 情報通信インフラがあらゆる社会経済活動を支える基盤として役割を果たし続けていくためには引き続き設備競争が必要不可欠
- この点、今般のNTT法等の見直しの議論においては、設備競争を含めた国内の電気通信市場における公正競争の確保が重要
- また、ユニバーサルサービスの責務の在り方は、公正な競争環境に影響を与えないよう、慎重な検討が必要



特に重要と考える以下 3 点についてご説明

① NTT東西のアクセス網の資本分離

② NTT東西の統合

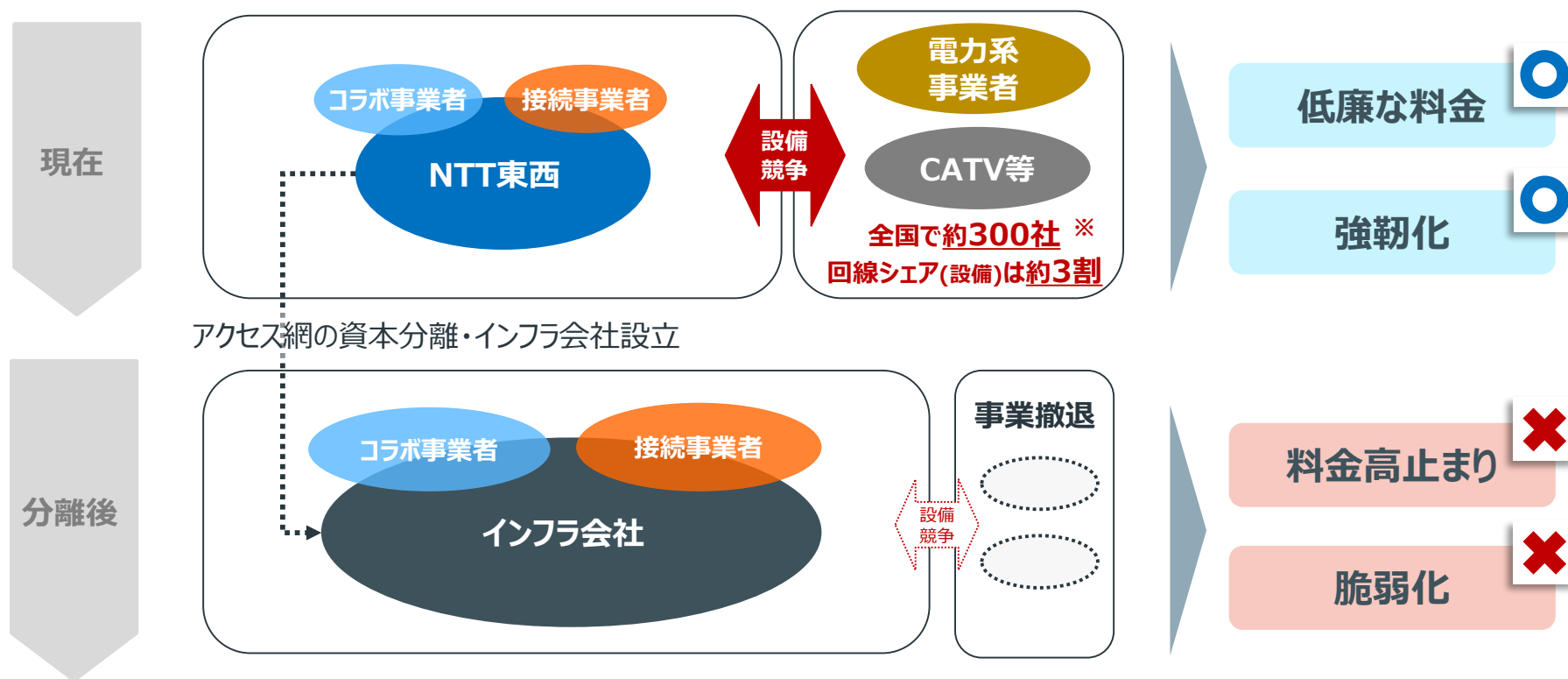
③ ブロードバンドのユニバーサルサービス責務

公正競争WG

ユニバーサルサービスWG

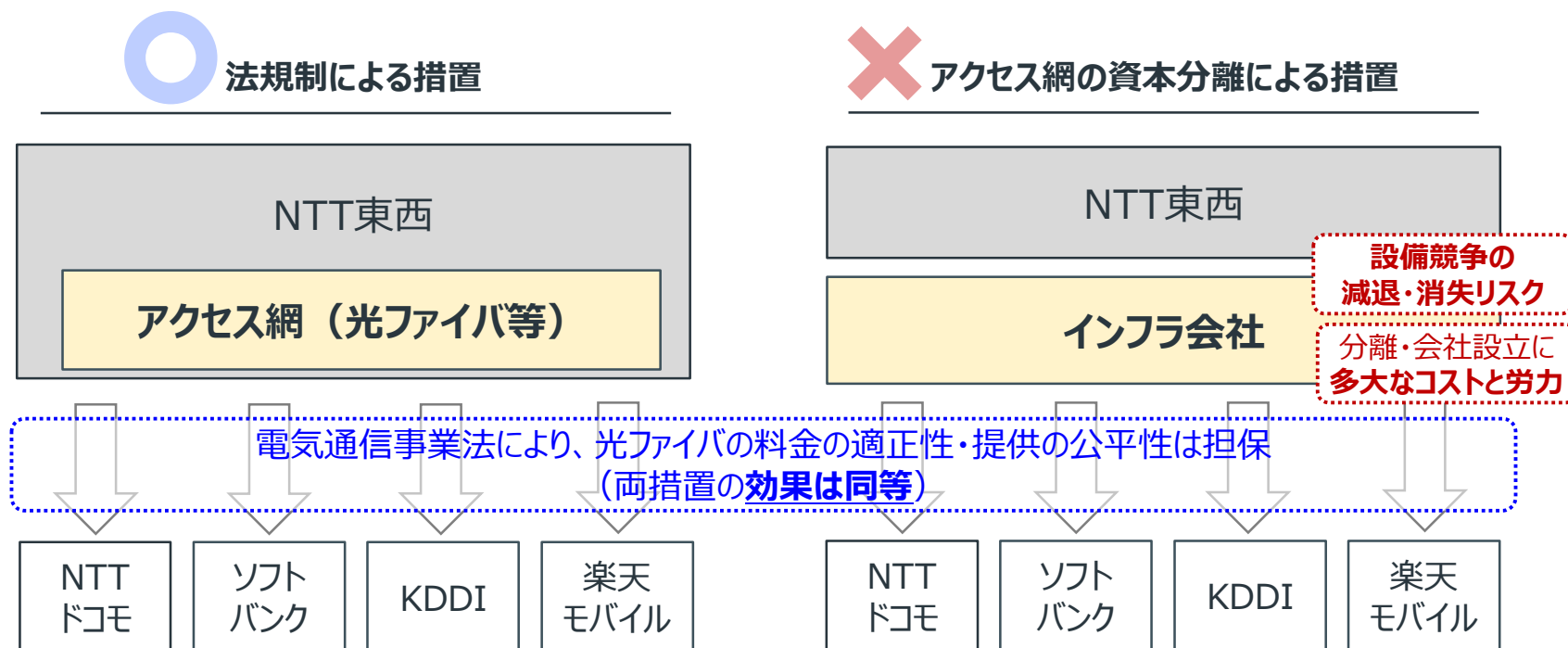
① NTT東西のアクセス網の資本分離

- NTT東西のアクセス部門の在り方について、仮に資本分離・インフラ会社設立となった場合、現在は適正性が確保されている光ファイバ料金が、恣意的な理由などで適正価格を大幅に下回る水準にて提供される可能性は否定できないと思料
- そのような場合、これまで設備投資・競争を行ってきた小規模な事業者が追従できないことが想定され、我が国の情報通信インフラの一極化が進み、設備競争が減退する可能性
- 中長期的には料金の高止まりやインフラの脆弱化など国民へ不利益を及ぼすおそれ



※ 総務省 電気通信事業分野における市場検証 年次レポート（令和2年度）／（令和4年度）を基に記載

- アクセス網の資本分離が主張される背景にあるNTTドコモ等の優遇に係る懸念は、電気通信事業法等により光ファイバ料金の適正性・提供の公平性が担保されることから、法規制による措置にて解消可能
- また、仮にアクセス網の資本分離を実施する場合には多大なコストと労力が必要



※ NTT東西とNTTドコモ等との統合禁止を担保する法規制は必要

「設備競争の減退リスク」に加え、「多大な移行コスト」等が生じる点を踏まえると、アクセス網の資本分離による措置は実施すべきではない

② NTT東西の統合

- 固定通信市場においては、全国で7割超の光ファイバ回線シェアを持つNTT東西に非対称規制を課すことにより、複数の事業者による公正な競争環境が確保されている状況
- NTT東西が統合した場合、さまざまな経営資源が集中することで、固定通信市場におけるNTT東西の市場支配力がさらに高まるおそれ

組織 (ヒト)

- － NTT東西の管理間接部門等の人員の圧縮により、全国規模での人的リソースの活用・強化が可能に

調達 (モノ)

- － 調達・購買規模の拡大により、他社では交渉困難なNTT独自の有利な条件での取引が可能に

投資 (カネ)

- － 他地域で得た大きな利益を、競争の激しい地域に投下することで、他社では実施困難な営業施策・投資が可能に

**NTT東西には
規模の経済が働きやすく
市場支配力が高まることで
他の事業者が追従できず
事業撤退に繋がるおそれ**

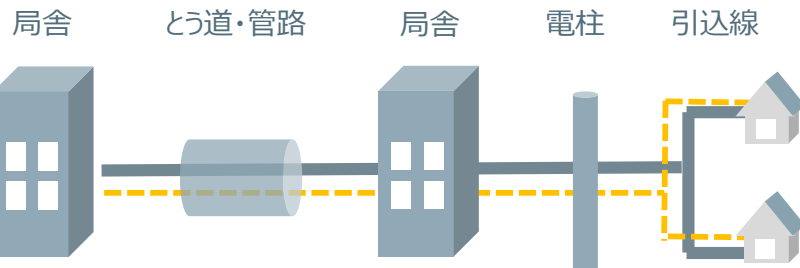
NTT東西の市場支配力がさらに高まることで、固定通信市場の公正な競争環境を歪めることが懸念されるため、NTT東西の統合については慎重な検討が必要

③ ブロードバンドのユニバーサルサービス責務

- NTT東西は全国に保有する線路敷設基盤を有効活用できる立場にあり、隣接地域も含めた未整備地域へのエリア展開において、局舎新設等のコストを抑制可能であることからより効率的かつ短期間でFTTHサービスの拡大が期待できるものと思料
- なお、NTT東西が主張する既存提供エリアでの退出規制は、これまで各地域で設備競争に取り組んできた事業者がさらにエリアを拡大しようとするインセンティブの減退に繋がるおそれ

未整備地域における既存設備等の状況（イメージ）

— 既設メタル - - 敷設する光ファイバ

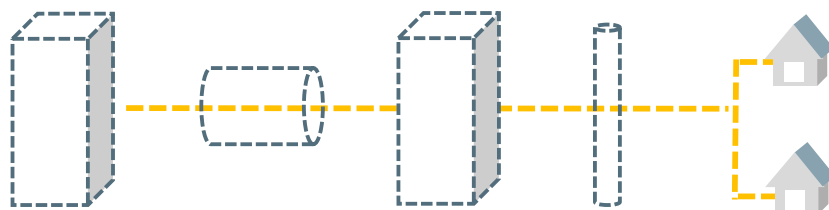


線路敷設基盤を既に保有

コスト **低**
期間 **短**

構成員限り

NTT東西

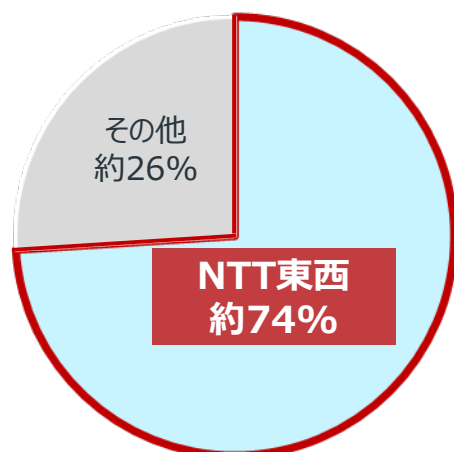


線路敷設基盤を新たに建設/借り受け

コスト **高**
期間 **長**

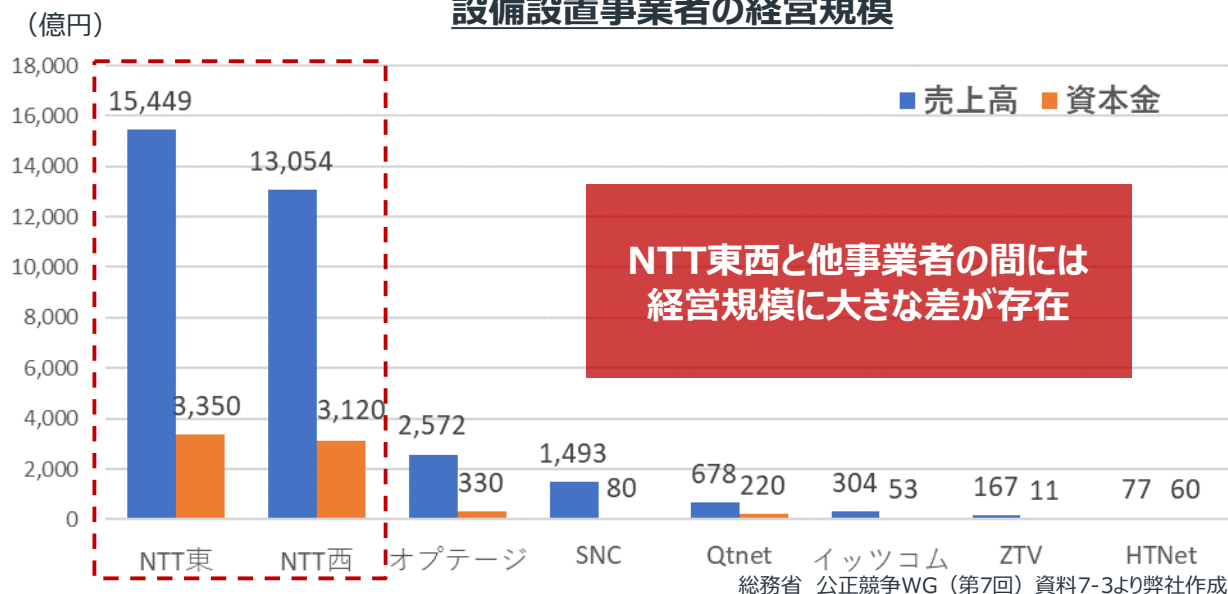
- 全国で7割超の光ファイバ回線シェアを持つNTT東西に非対称規制を課すことにより、複数の事業者による公正な競争環境が確保されている状況
- 地域の小規模な事業者（全国で約300社）に対し、NTT東西と同様に最終保障提供責務を課すことは、小規模な事業者の経済的負担や運用負担の増大に繋がり、事業が立ち行かなくなる等を懸念
- この点、事業者間の設備競争の減退、ひいては国民全体へ不利益（料金の高止まり、インフラの脆弱化等）を及ぼすおそれ

光ファイバ回線シェア（全国）



総務省 ユニバーサルサービスWG（第1回）
「ユニバーサルサービスの在り方について」

設備設置事業者の経営規模



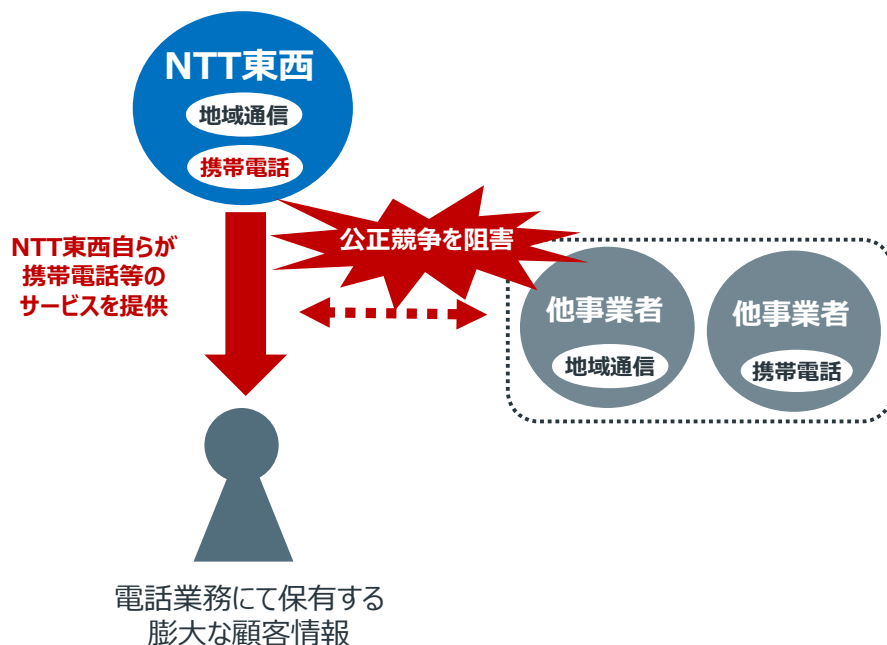
**線路敷設基盤の保有によるコスト抑制の観点、および公正競争の確保の観点から
NTT東西がブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担うべき**

- 情報通信インフラが社会経済活動を支える基盤として役割を果たすためには
今後も設備競争を含む公正競争の確保は必要不可欠
- NTT法等の見直しの検討にあたり、以下を要望
 - ① 設備競争を阻害するおそれ等を踏まえ、NTT東西のアクセス網の資本分離の措置について実施すべきではない
 - ② NTT東西の市場支配力がさらに高まるおそれがあることから、NTT東西の統合については慎重な検討が必要
 - ③ 線路敷設基盤の保有状況や公正競争確保の観点から、NTT東西がブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担うべき

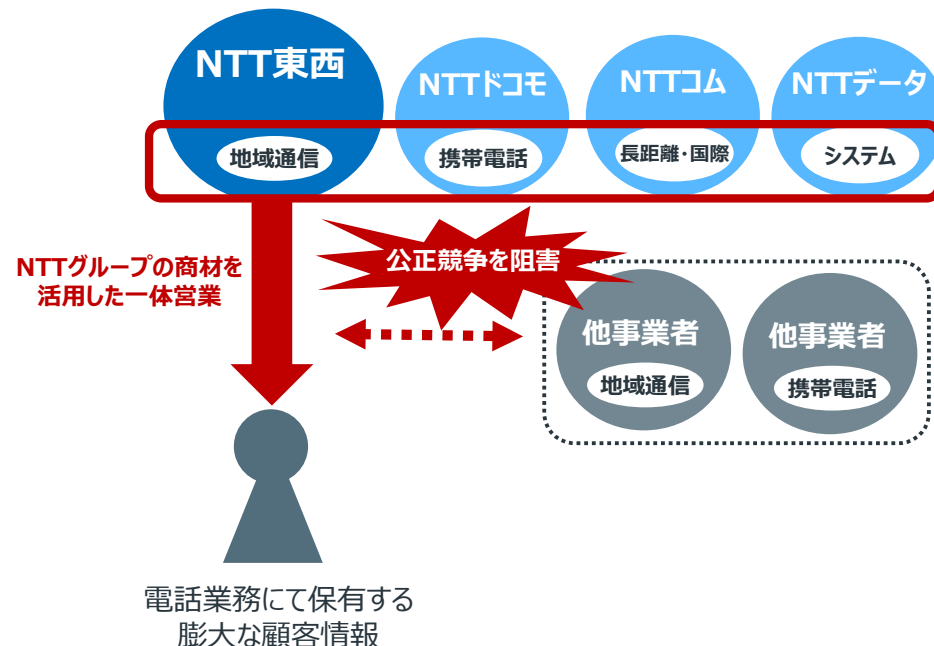
Appendix

- 電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれ
- 公正競争の確保の観点から、NTT東西の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制することが必要

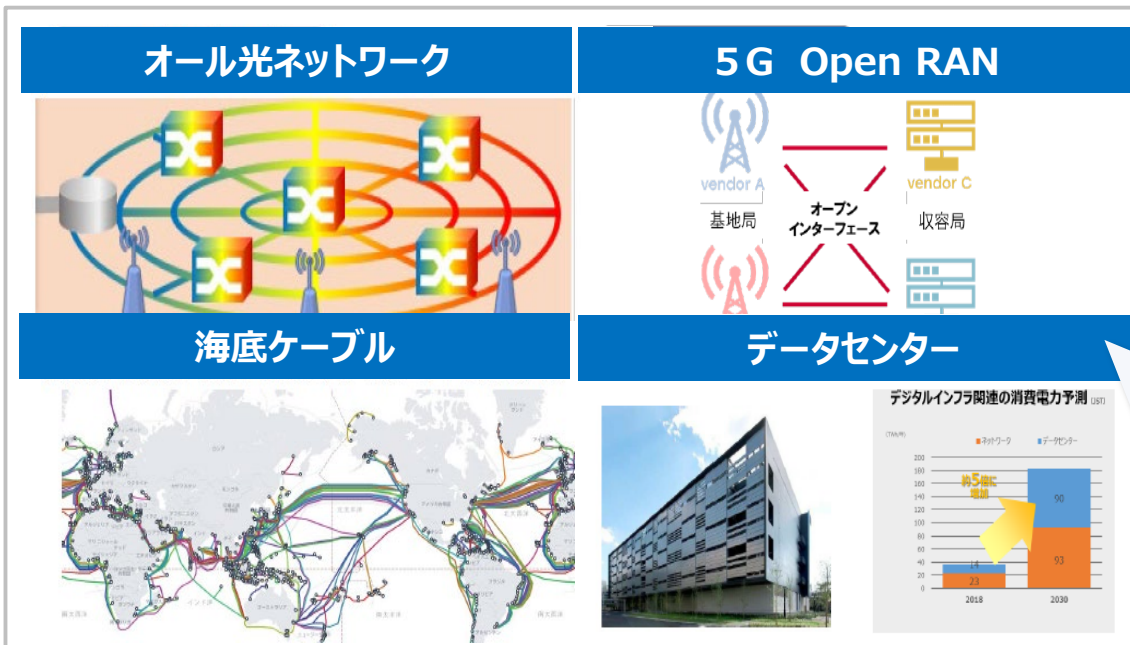
自らが携帯電話等のサービスを提供



NTTグループの商材を活用した一体営業



- 国際競争力のさらなる強化には、多様な民間事業者による国内でのユースケース創出や研究開発の推進が必要不可欠
- この点、民間を後押しするための各種政策支援は国際競争力強化に向け、より一層重要に



【参考】

令和3年度「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」に係る基金設置法人による間接補助事業者に弊社が採択

オプテージ曾根崎データセンター

大阪市北区

2,239.81㎡

地上14階建

2026年1月（予定）



国際競争力のさらなる強化には、ユースケース創出や研究開発の推進が必要不可欠

- 民間企業による戦略的な標準化活動に対する支援
- 標準化に携わる人的資源の確保
- 情報収集・分析力の強化

- 民間企業による戦略的な開発に対する継続的な支援
- エコシステムの拡大に必要となる共通的な領域における技術開発の推進
- 基礎的・基盤的な研究力の確保



- インフラ整備とエコシステム拡大に向けた各種取組
- 海外市場の開拓・獲得に向けた各種政策支援
- 国内の関連制度の整備 等

（第15回通信政策特別委員会 総務省資料を基に弊社作成）

